

新型コロナウイルス感染症対応指針

花 卷 市 議 会

令和2年5月29日（各派代表者会にて申し合わせ）

令和4年4月28日 改正（各派代表者会にて申し合わせ）

1 趣旨

この指針は、花巻市議会議員（以下「議員」という。）が行う新型コロナウイルス感染予防対策及び議員又はその同居する家族が、感染者等と認定された場合の取り扱いについて定めるものとする。

2 感染予防対策

議員は、次の感染予防対策に努めるものとする。

- (1) 手洗い、手指の消毒、咳エチケットの徹底
- (2) 「3密」（密閉、密集、密接）の回避
- (3) マスクの着用
- (4) 身体的距離の確保
- (5) 定期的な体温測定、健康管理

3 症状がある場合

議員は、発熱等風邪の症状がある場合は、かかりつけ医等に相談するものとする。

4 PCR検査を受ける場合又は濃厚接触者と認定された場合

議員は、議員又はその同居する家族が発熱等風邪の症状があり、行政検査によるPCR検査（抗原検査を含む。）を受ける場合又は、濃厚接触者と認定された場合は、保健所等の指示に従い行動するとともに、事務局に連絡し、自宅待機とするものとする。事務局は、速やかにその旨を議長に報告するものとする。

5 感染者と認定された場合

議員は、議員又はその同居する家族が感染者と認定された場合は、保健所等の指示に従い行動するとともに、速やかに事務局へ連絡するものとする。事務局は、速やかにその旨を議長に報告するものとする。

併せて事務局は、新型コロナウイルス感染症対策室（以下「対策室」という）にその旨報告するとともに、必要な範囲で次のことを行うものとする。

- (1) 当該者の行動履歴及び経過等の聞き取り及び結果報告
- (2) 議場、委員会室、会派室及びその他議会フロア各室の消毒

6 感染等の確認後における議会の対応

議員又はその同居する家族の感染等が確認された場合、各派代表者と情報の共有を図るとともに、必要に応じて各派代表者会を開き必要事項の協議を行うものとする。

また、定例会及び臨時会の開会中などに感染等が確認されたことにより、会議の運営方法、会議の日程、変更、縮小及び中止等、会議への影響が想定される場合には、速やかに議会運営委員会を開いて検討を行うものとする。

なお、議員が感染者として確認された場合は、個人情報に十分配慮した上で、ホームページ等で発症日や状況について公開するものとする。

7 花巻市議会事務局職員については、市当局が作成した「新型コロナウイルス感染症への職員の行動について」等に則った対応をするものとする。

8 この指針に記載がない事項及び内容に関して疑義が生じた場合は、各派代表者会で協議を行うものとする。

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者の発生時における対応（花巻市議会）

【本人又は同居する家族が、PCR検査を受ける場合、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定を受けた場合】

【議員の場合】

議会事務局に連絡

【事務局職員の場合】

議会事務局に連絡

感染者と認定された場合には、議会事務局から「花巻市新型コロナウイルス感染症対策室」へ報告

議会事務局から正副議長へ報告

議会事務局が当該者から行動履歴及び経過等を聞き取り、結果を報告

必要な範囲で消毒の実施

議員への周知・情報共有

各派代表者と情報共有を図るとともに、必要に応じて各派代表者会を開き、必要事項を協議

議会運営に関する協議

正副議長、議会運営委員長と議会運営全般を協議。
定例会及び臨時会の開催中などに感染等が確認されたことにより、会議の運営方法、会議の日程、変更、縮小及び中止等、会議への影響が想定される場合には、速やかに議会運営委員会を開いて検討。

議場・委員会室

【出入りの確認をした場合】

当該者の出入りを確認した場合、使用を中止し、保健所等の関係機関と協議の上、必要な範囲で消毒を行う。

【消毒終了までに使用が予定される場合】

議会事務局から正副議長に状況を報告の上、議場及び委員会室の使用について対応を協議する。

会派室等その他議会フロア内各室

当該者の出入りのあった各室について、保健所等の関係機関と協議の上、必要な範囲で消毒を行う。

◎会派室

会派と協議の上、一時的に使用を中止し、必要な消毒を行う。

◎その他施設（正副議長室、議会事務局、図書室）

一時的に使用を中止し、必要な消毒を行う。